

枚方市訓令第 6 号

枚方市契約規程の一部を改正する訓令

枚方市契約規程（令和2年枚方市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表を次のように改める。

1 実績に関する基準

(1) 予定価格に応じた基準

区 分	予 定 価 格	基 準 内 容
建 設 工 事	2,500万円以上 5,000万円未満	当該建設工事と同種の元請実績
	5,000万円以上 1億円未満	当該建設工事と同種の元請実績（当該元請実績に係る請負金額が2,500万円以上のものに限る。）
	1億円以上 2億円未満	当該建設工事と同種の元請実績（当該元請実績に係る請負金額が5,000万円以上のものに限る。）
	2億円以上	当該建設工事と同種の元請実績（当該元請実績に係る請負金額が1億円以上のものに限る。）
建設コンサルタント業務等	500万円以上	当該委託業務と同種の元請実績

備考 この表において「元請実績」とは、契約期間の末日が入札締切日以前かつ入札締切日から過去15年以内の元請実績をいう。

(2) 検査の結果に応じた基準

入札締切日が属する年度又はその前年度に契約期間の末日がある既に本市と締結した契約に係る規則第51条第1項に規定する検査の結果が著しく不良でないこと。

附 則 [令和5年3月31日公布]

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。